

等級区分基準の改正について

令和6年12月
山陽小野田市監理室

建築一式工事Bランクの等級区分の基準を、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 等級区分の基準

【改正前】

建築工事

等級	総合点数	平均完成工事高	許可区分	その他
A	800点以上	1億2千万円以上	特定	—
B	<u>600点以上</u>	<u>5千万円以上</u>	—	—
C	599点以下	—	—	新規業者



【改正後】

建築工事

等級	総合点数	平均完成工事高	許可区分	その他
A	800点以上	1億2千万円以上	特定	—
B	<u>799点以下</u>	—	—	<u>新規業者</u>

2 適用日

令和7年度の格付けから適用する。

〔申請受付：令和7年1月20日（月）～令和7年2月7日（金）〕
〔認定：令和7年6月1日（予定）〕